

① 《特集》 行政財源の収入がなくなる！ そのとき市民団体は……

⑪ 《うおろ君の気にな～るゼミナール》

第三者委員会って？

⑫ 《この人に》

早川 千晶さん（ナイロビ「マゴソスクール」 主宰）

⑭ 《V時評》

「自発的な活動」のジレンマ
～`担い手、としての過重な期待

⑮ 《実録・市民活動「私のいちばん長い日」》

国連本部で味わった「最も長い5分間」

菅波 茂（AMDAグループ 代表）

⑯ 《西日本豪雨災害 岡山発～現地から伝える「被災地の今」》

真備ではぐくまれた「共に生きる支援」のかたち

詩叶 純子

（特定非営利活動法人岡山NPOセンター地域連携センター 主任）

⑰ 《現場は語る～コーディネート現場から》

「インクルーシブボランティア」のコーディネーション
—あらゆる人の参加実現へ、全国展開を目指して
青山 織衣（大阪ボランティア協会 ボランティアコーディネーター）

⑳ 《毎日NPO！山田発信 組織と事業の支援論》

助成マニアが語る、助成財団との関係づくり

山田 泰久

（公益財団法人 日本非営利組織評価センター（JCNE） 業務執行理事）

㉒ 《情報ピックアップ》

㉓ 《アゴラ／ライブラリー》

交流ポラナ／書籍紹介

㉔ 《晴れ時々ボランティア》

太田-アポスト・ミハイ-フロリンさん

（BLUE PEACE）



じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

共同募金は、地域をつくる市民を応援していきます。

例えば……



地域で、子育てのお手伝いをしたり、
悩んでいるお母さん、お父さんの
相談にのる活動や、



障がいのある人が、まちで幸せに暮らせ
るお手伝いをする活動や、



地域で、1人暮らしや寝たきりの高齢者
に、栄養の整った食事を届ける活動や、



地域に住むみんなが「安心・安全」に
暮らすための活動や、

地域のいろいろな活動のために役立てられます。

- 中央共同募金会の全国共通助成テーマである「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を助成テーマとし先進的なとりくみを支援してまいります。また、地域福祉活動への『重点助成分野』を「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」「生活に困難を抱える人々たちへの緊急支援」とし、これらの活動を重点的に支援してまいります。さらに「TEAM EXPO 2025」プログラム/共創パートナーとして、共創チャレンジに登録され活動する団体を積極的に支援します。
- 国内で大きな災害が発生した時は、共同募金は都道府県域を超えて、被災地で被災した人々たちを助ける活動の支援も行います。
- 寄付金には、税の特典があります。会社など法人の寄付金は、全額損金算入できます。個人の寄付金は、所得税の所得控除または税額控除、住民税の税額控除の対象になります。



赤い羽根おさか

www.akaihane-osaka.or.jp/
募金の使いみちはすべて、ホームページに掲載されています。

行政財源の収入がなくなる！

そのとき市民団体は……

市民団体が行政から資金を得て、社会課題の解決や社会的価値の創造に取り組む例は多い。一方、継続的に得ていた行政財源の活動資金が、政策変更などで突然失われたり、大幅縮小となったりするケースも見聞きする。行政財源資金の喪失に直面した団体の経験などから、「行政財源と市民活動」について改めて考えたい。

【特集チーム】

大門 秀幸 永井 美佳 早瀬 昇
増田 宏幸 百瀬 真友美

「失ったときどいつしたか」と、失う事態の妥当性

「なくなったら、どいつよひっ？」

行政からの事業委託や指定管理者の指定などにより、市民団体が公的資金を得て継続的な業務に従事することがある。補助金で実質的に継続事業が支えられているケースもあるかもしれない。市民団体にとっては、公金であるがゆえのしほりはあるが、団体が目指すことと重なれば、そのまま「やるべき活動」になる。契約期間中、財源獲得を心配することなく本来の活動ができるのは、大きなメリットだ。

しかし、団体の財政規模に占める行政財源の割合が高いと「この財源がなくなったら、どうしよう？」という不安は大きくなる。首長の交代や政策見直しなどで突然なくなったり、激減したりということは実際にあるのだ。

本特集では、そのような行政財源の喪失に直面した団体から経験や考えを聞かせてもらった。「やっぱり行政に頼らず、自主事業収入や寄付収入で活

動するのが望ましい」という意見もあるだろうが、それが成り立つかどうかは、取り組む社会課題や団体の特徴、置かれた環境などによるので一概には言えない。一般企業に近いビジネスモデルで社会課題に取り組むソーシャルビジネスもあれば、ビジネスモデルになじまないが社会的意義の高い活動もある。団体にはそうした点についても尋ね、行政側の意見も聞いた。立教大学コミ

制度廃止！ 理念を訴え新制度に

●大阪精神医療人権センターの活動

認定NPO法人大阪精神医療人権センター（以下、センター）は、精神科病院入院患者の人権侵害の課題に取り組んでいる。1985年に患者、家族、医療従事者、弁護士らが結成（法人化

ユニティ福祉学部の原田晃樹教授からは、概観と提言を寄稿いただいた。

「行政財源の収入がなくなったら、こうしよう！」という明確い答えがあるわけではないのだが、いま行政財源で事業を継続している団体にとっては、ヒントめいたものが見つかるかもしれない。そうした状況にない団体には、行政財源を得ることについて考えてもらえと思う。行政財源ではないが、大口の支援的収益や企業からの委託事業など1カ所から多額の資金を得ている団体にも参考にしてほしい。

は99年）し、電話や手紙による入院患者らの相談対応を始めた。

98年、大和川病院事件（注）を受け大阪精神病院協会に「病院訪問をしたい」と訴えた。行政監査のように数日前に事前連絡するのではなく、「ぶらり」と訪ねて行くことを提案した。協会の理解を得て、同年、病院訪問活動



左から事務局・村田直人さんと尾野有美子さん、山本深雪さん、東奈央さん

（注）大和川病院事件は、大阪府柏原市の大和川病院で1993年に起きた入院患者の暴行死を端緒に、数々の不正発覚などで廃院・経営者逮捕に至った事件。



精神科病院への訪問活動報告をまとめた「扉よひらけ」最新刊(2021年1月、大阪精神医療人権センター発行)

「ぶらり訪問」がスタート。大阪府内の精神科病院をボランティアが訪問し、病院アンケートや情報公開請求で病院データを集めて公開するなどの活動を続けた。2003年には大阪府精神保健福祉審議会の提言により、府の事業として「精神医療オンブズマン制度」が始まった。府内約60病院を月1カ所ずつ、訪問員4～8人で訪問。大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会(以下、協議会)が2カ月に1度開かれて、センターの報告を聞く。センターが年間約160万円で業務受託し、別途支給される訪問員の交通費や謝礼などを含め年約320万円が公費で賄われた(金額は07年度の概算)。

協議会はサービス提供機関と医療系専門職、患者、権利擁護に関する各団

体の他、学識経験者、行政が加わり構成。精神病院の現状を関係者が共有し、理解を深めて対策を検討する場となっていた。

●突然の廃止決定

順調に訪問と報告を重ねていた精神医療オンブズマン制度だが、08年4月、府の財政非常事態宣言で廃止事業に選定された。センターは、同制度が「府民の生命に関わる緊急性・重要性の高い事業」に該当するとし、宣言から10日後に府知事宛ての緊急要望書を提出。存続を求める署名は、1カ月で約2万筆が集まった。

当時事務局長で現副代表の山本深雪さんは府議会の全会派を訪ね、要望書を渡し説明して回った。すると、全会派が要望に賛同し、議会に「精神障がい者の権利擁護システムの存続を求める」請願が出され、7月下旬の府議会で採択。それでも同時期に廃止が決定し、8月からの委託料はゼロになった。

公的財源であるべき理由

センターが療養環境サポーター事業を続ける中、22年に精神保健福祉法が改正され、「入院者訪問支援事業」が制定された(都道府県の任意事業)。入

協議会は、構成団体が「解散するべきではない」と合意し、存続した。

請願は採択されていたので、センターは「療養環境サポーター制度」として提案することにした。議員、府職員、病院関係者などと話し合い、翌09年4月から同制度がスタート。センターがサポーターを集約し、訪問先病院を選定・調整してサポーターが訪問、報告書を作成する。協議会は新たに大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会となり、2カ月に1度の会議で報告を受ける。内容は精神医療オンブズマン制度とほぼ同じだが、センターへの業務委託は無い。以後は、サポーターの交通費実費と3人分の謝礼の年間約30万円のみが、府から支出されている。

08年から09年にかけて、山本さんは医療機関を含む関係各所を回り、寄付を呼び掛けた。「この事業は続けたい。事務所の維持と、最低限の人件費が必要」と訴えると、医療機関・個人を問わず、多くの支援があったという。

ら問い合わせがあり、山本さんらセンター関係者は、各地の精神医療人権センター設立や支援員研修に協力している。

大阪府でも同事業がスタートし、センターはこの事業の委託を24年11月から受けている。今年度の委託額は、支援員の訪問費用等を含めて約270万円だ。常務理事で弁護士あずまの東奈央さんは「委託額は自治体によってかなり差があり、他地域と話すとき金額の低さに驚かれることが多い」と言う。「予算が少なく、法制度も理想的ではない。受けるべきなのか、議論はあった」そうだが、センターで担うことが患者にとってプラスになるなら手を挙げた。センターの財務状況は常にひっ迫し、会員や支援者の寄付、ボランティアの参加、助成財団の助成金などで活動が維持されているが、それを美談にしてはいけない。「精神医療が強制制度を用いる以上、国や行政は財源に裏付けられた人権擁護に取り組む義務があると思います。篤志に頼る性格のものであればありません」と、東さんは言う。すぐれた人権擁護活動を担える団体が、財源獲得を気にせず安定した公的資金によって活動にまい進できる社会であればと思う。

うお3君の 気にな〜る ゼミナール

Vol. 142

第三者委員会って？



まんが ■ ラッキー植松



「第三者委員会を調査する第三者委員会」つまり

第三者委員会とは、何らかの問題が発生したときに、当事者以外の外部の有識者で構成され、問題発生経緯や原因について調査を実施し、必要な事実認定を行ったうえ、責任の所在が明らかである場合にはその旨の結論を示すとともに、適宜、具体的な再発防止策などを提言する委員会のことをいう。

この場合重要なのは、委嘱を受けた委員会（各委員）が依頼した会社や団体からどれだけ独立性を貫き、断固たる姿勢をもって厳正な調査を行うかで、その権がゆるむと、免罪符目的ではないかとの非難を浴びることになる。反対に、会社等の「ひも付き」という原罪はあるにしても、その出自に影響されずに公平な立場で調査し、当該団体や幹部などの責任を厳しく断罪した報告書が出される例も少なくない。

最近では、第三者委員会の調査の質を上げるために、日弁連などでは不祥事の内容に即応した「ガイドライン」を設定したり、さらには発表された報告書についてそれを「格付け」する委員会も出てきたりしている。一方で、責任ありとされた会社等から委員会の「事実認定」に対する不満が噴出して、いることも事実だ。

ともあれ、今後ますます第三者委員会の活動がマスコミで報じられることは間違いないので、監視の目を怠らず、注視したい。

森野 俊彦

弁護士（大阪弁護士会・元裁判官）

ウォロ・バイダー、 いかがでしょうか？

ウォロ2年分(12冊)を
挟み込めるバイダー
(1冊500円+送料350円)です。
お問い合わせはウォロ編集部/office@osakavol.orgまで



交流ポラナ

本 年5月1日に1周年を迎えたフリースペース、交流ポラナは、鳥取市の中心部、県庁や図書館にもほど近い国道53号線沿いのビル2階に居る。約100平方メートルの広々とした空間には「読書・学習」「談話」「展示・フリー」用途の三つの部屋が設けられている。

主宰は浜本純逸さん。かつては神戸大学の教員のかたわらNPO法人の代表をつとめ、さまざまな市民活動にかかわってきた。定年後は自然豊かな風土にひかれて鳥取市に移住、地域とのつながりを深めてきた。そんな中、先端技術のAIやICTなどの開発が生活を豊かにした反面、人びとの間に分断をもたらしていることを危惧した浜本さんは、「信頼で成り立つ、ゆるやかな第三の居場所」の開設を構想。私費を投じて自宅近くの空き物件を借り、これまでつながった人たちと開設準備に着手した。パンフレットには、「持ち寄り、分かち合う」「人と交流し、絆を強める」「対話力（話す力・聞く力）を身に付ける」という交流ポラナのコンセプトを盛り込んだ。

以来1年、口コミなどで少しずつ利用者が増え、今では近くの鳥取西高校の生徒が中心となって読書・学習室を自主運営。談話室では地域の文化を学ぶ各種勉強会、子育て世代を中心とした絵本持ち寄り読書会などが毎週のように開かれる。展示室は、親が催しに参加した際に子どもを遊ばせられるスペースとしても活用。活動報告と広報を主体に毎月発行するフリーペーパー「ポラナ・レター」は、浜本さんと運営スタッフの漆原正雄さんが編集し、約120人のメール登録者に送信するほか、来場者に手渡す。ここでは利用者それぞれが主役です。多世代が交流し、絆を強める場にしていきたいと、浜本さんは話す。

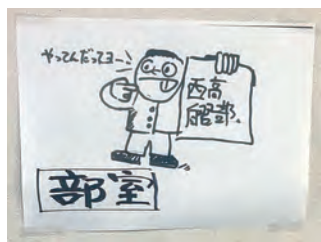
編集委員 村岡 正司



↑ 展示・フリースペースの写真展

交流ポラナ

鳥取市若桜町39
ロコス文化会館2階
開室時間
金・土（10：00～18：00）、
月・木（14：00～18：00）
koryuporana@outlook.jp



← 高校生が自主運営する読書・学習室前に貼られたイラスト



↑ 談話室で開かれた絵本持ち寄り読書会

私の市民活動 Library (第68回)



NPO支援組織の生成と発展—アリスセンターによる市民活動支援の軌跡

吉田忠彦 著
有斐閣、2024年11月
2,860円（税込）

も し、あなたが中間支援団体の未来や展望について考えたいのなら、本書は必読である。

「アリスセンター」という横浜にあった市民活動組織の生誕（1987年準備事務所開設）から解散（2024年清算決了）までを、関係者インタビュー、出版物やニュースレターなどを駆使して描いた労作である。しかし、単なる昔語りでも事例紹介でもない。理論的にも実践的にも日本の市民活動を切り開いてきた組織の歴史は、著者が意図したように、現在の日本の市民活動の直面する問題を非常にクリアに描き出し、我々が前に進むための知を提供している。

「交流の場づくり」「市民活動・市民事業のサポート」「新しいプログラムの開発」（シンクタンク）を掲げて特定非営利活動促進法の成立以前に設立された組織は、公設施設の管理受託とは意識的に距離を置きつつも、30年以上常勤職員を維持し存続させた。先駆者として全国のNPOセンターの組織化への影響力は、計り知れない。

実は、アリスは80年代の革新自治体の台頭を担った人々による、グラムシの陣地戦論を背景にした社会運動から始まった。多くの委託事業を行いながらも行政との関係は一貫して緊張をはらみ、制度化による体制内組織化を拒絶し

続け、市民活動としての性格は解散まで消えなかった。多様な思いや「ロジック」の「のりもの」として、それらの担い手たちの出会いの場、学びの場として真に社会運動であり続けた。

巻末に、解散時イベント「市民社会に向けた社会実験—アリスセンターの経験をバトンタッチする」（2023年4月22日）で配布された「30の技術と14の提言」が掲載されている。この提言や技術は、我々に「バトンタッチ」されているだろうか。このことをチェックするだけでも、本書から得られる実践的価値は大きい。

関西学院大学名誉教授

岡本 仁宏